

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第14-12号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(育児休業をすることができない非常勤職員) 第2条 育児休業条例第2条第4号イの任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 <u>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日までの間に任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</u> <u>(2) (略)</u>	(育児休業をすることができない非常勤職員) 第2条 育児休業条例第2条第4号イの任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 <u>(1) 養育する子が1歳に達する日（以下「子の1歳到達日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれない非常勤職員</u> <u>(2) 子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、当該任期が更新されないこと又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</u> <u>(3) (略)</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。